



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和5年8月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D023に次を加える。
- (38) A群β溶血連鎖球菌核酸検出

A群  $\beta$  溶血連鎖球菌核酸検出は、15 歳未満のA群  $\beta$  溶血連鎖球菌感染が疑われる 患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分 「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分番号「D 0 1 2」 感染症免疫学的検査「18」のA群  $\beta$  溶連菌迅速試験定性又は区分番号「D 0 1 8」 細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後	現行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部(略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D022 (略)	D000~D022 (略)
D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査	D023 微生物核酸同定・定量検査
(1)~(37) (略)	$(1)$ $\sim$ $(37)$ (略)
(38) A群β溶血連鎖球菌核酸検出	(新設)
Α群β溶血連鎖球菌核酸検出は、15歳未満のΑ群	
β溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核	
酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場	
合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定でき	
る。なお、本検査と区分番号「D012」感染症免	
疫学的検査「18」のΑ群β溶連菌迅速試験定性又は	
区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実	
施した場合は、主たるもののみ算定する。	
$D 0 2 3 - 2 \sim D 0 2 5$ (略)	D023-2~D025 (略)
第2款 (略)	第2款 (略)
第2節 削除	第2節 削除
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)	第4部~第13部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)